

「鳥羽之表」事件の背景

犬 銅 隆

0 はじめに

日本書紀の敏達天皇条に「鳥羽之表」の故事として後世に伝えられる事件が書かれている。高麗すなわち高句麗との外交史のエピソードであるが、これを本稿は漢字受容史のひとこまとして考察する。この事件（実はつくり話）があらわしているところを、外交史・政治史ではなく、七、八世紀の大和朝廷による文教政策の観点から分析する。書かれているところから歴史上の事実としてはみない。為政者層の立場から、ことがらをどのように取捨選択もしくは創作し、どのように書きあらわしているかを見る。日本書紀を一種の文学作品として読解することになる。主旨をひと口に言えば次のとおりである。「鳥羽之状」事件は、当時の現代中國語の読み書き能力に関する説話であり、そこには東アジアの一角を占めようと焦る大和朝廷の姿勢があらわされている。

1 国書が読めない

「鳥羽之表」事件は、日本書紀の敏達天皇の元年（五七二）五月の記事に書かれている。敏達天皇が「高麗」からの使節が滞在していることを思い出し、携えてきた「表疏」を大臣の蘇我馬子に授け、東西の史たちを招集して読解せよと命じた。三日待つても史たちは読むことができなかつたが、ひとり船史の始祖「王辰爾」が読解して天皇に奉つ

た。天皇と大臣は辰爾を賞賛して以後殿中に近侍するよう命じ、史たちには詔を出して「汝らの習へる業、何の故にか就らざる」と叱責した。「表疏」は鳥の羽に墨で書いてあつたので読めなかつたのを、王辰爾は飯の湯気にして絹布に写して読んだと種明かしされている。

日本書紀の編纂は七世紀の末に開始されたとみられる。天武天皇の十年（六八一）三月の記事に川島皇子らに詔して「帝紀」と上古の諸事を記し定めしめたまふ」と書かれている。これが日本書紀として後に具体化するものの編纂の開始であろう。一九八五年に飛鳥京跡から「辛巳」「大津皇子」などと書かれた木簡の削りくずが出土して、日本書紀の壬申の乱の部分の編集作業を示すものかと注目された。日本書紀のその前月条には律令の編纂が開始されたと書かれている。正史の編纂は中央集権国家として必須の事業であり、その記述は国家の姿勢に添つて行われる。日本書紀の記述も中国に倣つて日本列島における小帝国であろうとした大和朝廷の姿勢に添つて行われた。

右の湯氣にあてて読んだ云々も、おそらくその姿勢に添つたつくり話である。王辰爾の知恵を称えながら、書かれている字がわかりさえすれば他の史たちにも読めたかのように記述しているのは、國家規模の負け惜しみと言わなくではない。実際には多くの史たちの古い知識では書かれた漢文が読めなかつた事情を反映しているという事が通説である。それに筆者も従う。ただし、書かれていた字について「高麗の表疏の文字は普通では読めない（たとえば古体の字で書いてあるなどのために）ので、まず読める文字（たとえば今用いられている字体の文字）にしなければならない。新技術を身につけていた王辰爾はそれができた人であることを物語るものか」という解釈がある（「日本書紀②」新編日本古典文学全集3 小学館一九九六、四六七頁頭注）。筆者の考えは異なる。

高句麗は、地勢的に中國大陸と接して古代の朝鮮三国のなかで中国文化の摂取に先進的であつた。件の「表疏」は六世紀の新しい漢字の意味用法と文法を駆使して書かれていたのではなかつたか。漢字音で言うと日本の漢音のもとになつた中古音に相当する用法である。六世紀後半の日本列島には、まだその水準の漢字の用法が普及していなかつたのであろう。東西の史たちの多くが知つてゐた漢字の用法は、漢字音で言うと中国の三世紀の上古音を反映した古

韓音、その後の時代の種々の中国字音を反映した吳音に相当するものだった。字音は漢字の用法の一部をなす。字体、意味用法、漢文の文法が、それぞれの漢字音と伴っている。「烏羽之状」の記述は、中古音水準の漢文が多く史たちには読めず、王辰爾には読めたということであると筆者は解釈する。

この「表疏」を携えた「高麗」の使節は、前々年の欽明天皇の三十一年（五七〇）四月に越の国に漂着し、その後、都に滞在していたのであった。國から國への外交文書が読まれないまま二年間も放置されていたことになる。その事情は、欽明天皇の三十二年（五七一）の記事の末尾に、三月「獻物併表」の奏上が行えないまま良日を占つて待つうち、四月に天皇が「不予以御」と説明されている。天皇の代替わりのなかで忘れられていたというのである。しかし、古代の朝鮮三国と大和とは、中国を意識しつつ、それぞれに微妙な関係にあつたとされる（たとえば直木孝次郎「古代の日本」吉川弘文館二〇〇八、一八五頁）。とくに欽明天皇の二十三年または二十一年に新羅が任那を滅ぼしたことによる緊張のさなかである。高句麗の使節を放置したとすれば、いささか異常な事態と言わなくてはならない。肝心の国書の内容も、どのような用件であったのか、日本書紀は何も書いていない。事件そのものがつくり話しからであろう。

しかも、日本書紀の「鳥羽之状」の後の記事では、この「高麗」の大使が副使らに殺害される。越の国に漂着した際、現地の郡司に調をだまし取られた責任に関する使節の間の内輪もめと書かれている。翌年、敏達天皇の二年（五七三）の記事にも、「高麗」からの使節が越に漂着したが、朝廷はこれを怪しんで要庇もせずに帰らせ、その上、その送使が彼らを殺害した事件が書かれている。これらの記事に仮託された政治的な意味は、北周、北齊を意識して大和と手を結ぼうとする動きが高句麗からもあつたということであろうか。それには本稿は立ち入らない。言語の問題として見ると、意思疎通がうまくいかず正常な外交ができなかつたのである。六世紀後半、大和朝廷は外交の何たるかを知らなかつたのではないか。漂着した使節を怪しんで門前払いにしたという記述には、次の節に述べる隋書倭國伝の開皇二十年（六〇〇）の事件の反映を筆者は読み取る。

2 外交が成立しない

世界の水準からの遅れを実感した大和朝廷の焦燥感の一つのあらわしが、隋書倭国傳の記事と日本書紀の記事との不対応にみてとれる。隋書倭国傳には高祖文帝の開皇二十年（六〇〇）に「倭王、姓は阿毎、字は多利思比孤、阿輩難彌と號す。使を遣して闕に詣る」とある（岩波文庫『魏志倭人伝・後漢書倭伝・宋書倭国伝・隋書倭国伝』一九五）の訓説による。以下同じ）。仮借の部分「阿毎、^{あめ}多利思比孤、^{たりしふく}阿輩難彌」は「天の足彦」「大君」に解釈して良いであろう。「毎」はメの万葉仮名として日本でも使われた実績がある。「大」にはオホのように音読みができる字が仮借としてあてられることが期待されるが、古代日本語のオに「阿」があてられるのは想定の範囲内である。たとえば日本書紀の繼体天皇の七年（五一三）の記事に引用されている百濟の地名「伴跋」は慶尚北道星州の「本波」にあたる。日本の漢字音では「伴」はハン、「本」はホンとなる。中国の漢字音における「本」の中心母音は「^オ」である。「跋」は、日本の漢字音がハイであるから、漢字音がマイである「毎」がメをあらわし得たのと同様に、ヘをあらわし得た」とをふまえて、稻荷山古墳出土銘文の「乎獲居」の「居」のように後にオ段音で音読みされる字がエ段音にあてて書かれた例があることから、そのへをホと同定できる。

さて、隋書倭国傳のこの後には、文帝が所司に命じて使節に倭國の風俗・国情を尋ねさせた内容が長文にわたつて書かれている。この時に日本からの使節が来たのはほぼ間違いない事実であろうが、日本書紀にはこの年に遣隋使を送ったという記述がない。門前払いの扱いを受けたので書けなかつたのである。「闕」は宮殿そのものをさすときもあるが、宮門のことである。使節を門外に留め置いて查問聽取し外交不成立とみなして帰らせたのであろう。次に述べる煬帝の時の遣隋使は「朝貢す」と書かれている。その様式をとるという常識を知らない日本側の落ち度であった。少し深読みするなら、「闕」は「象闕」「象魏」とも言い、「象」は「法象」すなはち「法律」のこと、「魏」は高いことを言う。両脇の物見台の下に法令を掲示したからである。「闕に詣る」という記述には、法を知らないままの来訪を咎める含意を読み取ることができようか。

隋の煬帝の大業三年（六〇七）、推古天皇の十五年に遣隋使が行われた。隋書には「其の王多利思比孤、使いを遣して朝貢す」とあり、日本書紀には「大礼小野臣妹子を大唐に遣す」とある。翌年（六〇八）の記事に「小野臣妹子、大唐より至る。…即ち大唐使人妻世清、下客十二人、妹子に從て筑紫に至る」とあり、隋書にも「明年、上、文林郎妻清を遣して倭國に使せしむ」とある。周知のとおり、この時の国書に「日出る處の天子、書を日没する處の天子に致す、恙無きや云々」と書いて「蛮夷の書、無礼なるもの有り、復た以て聞する勿れ」と煬帝の不興をかった。にもかかわらず隋は公式に返礼の使節を送った。つまり、朝貢として承認されたのであつた。中国側の日本に対するかねてからの関心に支えられてのことであろう。開皇二十年の記事の末尾に「新羅、百濟、皆倭を以て大国にして珍物多しと為し、並びに之を敬仰し恒に通使、往来す」と書かれているところである。

もちろん、中国側の記述もすべてが事実そのままではない。たとえば開皇二十年の記事に当時の日本の制度として「内官に十二等有り。一を大徳と曰い次は小徳次は大仁次は小仁…」とある。日本書紀の推古天皇の十一年（六〇三）の冠位十二階「大徳小徳大仁小仁…」を聖德太子が定めさせたという記事に対応する。年が正しいとすると、六〇七年の遣隋使から聴取した知識が六〇〇年の記事に記述されていることになる。このような徵証からみて、隋書の開皇二十年の記事は大業三年の遣隋使の内容を書いたものであり、日本書紀の記述の欠如が事実に合致すると解釈する向きもある。しかし筆者は、聴取内容に関する錯誤より開皇二十年に使節が来たか否かを重視すべきであると考える。記述の錯誤は詮索しても無意味なところがある。「王」の名「多利思比孤」にせよ、「足彦」であるなら女性であつた推古天皇の名にはあたらない。

大業三年次の使節が受け入れられるにあたつては、百濟の指導のおかげを蒙つたであろう。妻（世）清らは、わざわざ「百濟を度り、行て、竹島に至り…」という経路をとつて来日した。石原道博氏は、三国史記の卷二七百濟本紀の武王九（六〇八）年の記事に「使を遣して隋に入り朝貢す。隋の文林郎妻清、使を倭國に奉じ、我が国の南路を経たり」とあるところに着目して、「このとき百濟がわが国の嚮導をしていたのではあるまいか」と述べている（岩波文

庫「魏志倭人伝・後漢書倭伝・宋書倭国伝・隋書倭国伝」解説)。百濟は、古代の朝鮮三国のなかで中国との外交に長けていたらしい。黄海を渡れば近いという地勢的な事情により、南朝系の中国からの渡来人も多かつたと言われる。梁書の列伝東夷条の新羅に関する記述に「語言待百濟而後通焉」とある。中国人が新羅人と会話するとき百濟人を通訳にたてるのが常であつたことを述べている。

それでもなお、先にふれたとおり、国書の記述では恥をかいたのだった。隋書は表現語句の不作法を取り沙汰しているが、漢字の用法全体が稚拙だつたのではないか。日本書紀はこのことに目をそらして何も書いていないが、苦い経験が忘れられるものではなかろう。先の「烏羽之状」事件に筆者はその反映を見る。その翌年の記事に高麗からの使節を門前払いしたと書いているのも、自國が「闕に詣る」扱いを受けた記憶と無関係とは思われない。

3 当時の中國語能力の育成をはかる

ところで、王辰爾は姓の王からみても渡来人である。日本書紀には欽明天皇の十四年(五五三)の記事に船連の始祖であると書かれているのが初出である。その由来は示されていない。實際にはいわゆる「今來の」渡来人であろう。続日本紀の延暦九年(七九〇)七月条の百濟王仁貞らの上表文には百濟の貴須王の孫で応神朝に渡來した辰孫王別名智宗王の子孫とされている。これを、同じく応神朝に渡來したとされる王仁の出自をまねて構成したつくり話しあみるのが通説である(たとえば「王仁の後裔氏族と其の仏教」「井上光貞著作集二 日本古代思想史の研究」岩波書店一九八六)。それに筆者も従う。王仁の出自もつくり話してある。論語十卷、千字文一卷を携えてきて「ふみの首」の祖になつたとされているが、千字文は六世紀に成立したので、応神朝にあたる五世紀には存在しない。王辰爾と王仁の出自に関する種々の記事は、七、八世紀の為政者層の間にあつた、漢字、漢学というものは中国から百濟を経由して日本に伝えられたという認識が仮託されたものである。

ただし、本稿では、王辰爾に象徴される漢学は、漢字受容史の階梯で、王仁に象徴される漢学と異なる一画期を象

徵するという考え方を示す。その相違を見極めることによって、古代日本における漢字使用の歴史を立体的に把握しようとする。多くの研究者は、王仁が論語と千字文をもたらしたことと、王辰爾が高麗の国書を解説したことを、日本の漢字受容史を象徴するエピソードとして一つの線上に置いてとらえるであろう。しかし筆者の考え方によれば、王仁の事績が象徴するのは漢字に関する学問一般の問題であり、「鳥羽之状」事件が象徴するのは、外国を意識した漢字の使用、現実的な物言いをすれば当時の中国語の読み書き能力の問題である。天皇と大臣は、実際的なコミュニケーションに役立たない学問をしていると、東西の史たちを責めたのであった。現代にたとえるなら、効率を急ぐ人が口にする国文学科は日本語教育をせよの類の発想である。

苦い経験を経て、七世紀の大和朝廷は、東アジア世界の動向に遅れまいと躍起になつた。西暦六一四年にも遣隋使が送られ、西暦六三〇年から遣唐使として、八九四年の廢止まで延々と行われた。留学生たちは十年単位で滞在して中国文化の攝取に努めた。その眼目の一つは、当時の現代中国語で会話し作法にかなつた正しい漢文が書ける能力の獲得であった。当時の現代中国語に相当する漢字音が先にふれた中古音である。その導入は漢字の用法全体の更新を意味する。中古音にもとづいた字音が日本の漢音になり、音よみが漢音である漢字の用法は從来のものを上書きして現代の日本の漢字の用法に至る。七世紀の文教政策は、後世に大きな影響をもたらしたのであった。

日本書紀の天武天皇の十一年（六八二）の記事に、天皇が境部連石積らに四十四巻からなる字書「新字」の編纂を命じたとある。石積は孝德天皇の白雉三年（六五二）に派遣された遣唐使の一人で、いつたん帰国して天智天皇の四年（六六五）に唐からの使節の送使として渡唐し、六年（六六七）に帰国している。中国語会話と外交技術に長けた高級官僚だったのである。「新字」という名称は内容そのものをあらわしている。漢字の新しい用法の手引きである。ただ、欽定版の字書が完成したのなら、後の文献に引用されるなり何か痕跡が残るはずである。それが何もないのと、編纂は実現しなかつたと筆者は解釈する。和名類聚抄に引用されている楊氏漢語抄、弁色立成に関係付ける説がかねてからあるが、筆者は否定する（「日本の辞書の起源」『月刊にか』一一巻三号二〇〇〇・三）。楊氏漢語抄、

弁色立成は、後に述べる東西の史の学問の系列上に位置する。「新字」に象徴されるのは王辰爾の学問の系列である。この記事は、当時の現代中國語に即した漢字用法を普及しようとする文教政策が強力におしすすめられたことをあらわしている。

日本書紀の持統天皇の五年（六九一）の記事には、音博士であつた唐の統守言と薩弘恪、書博士であつた百濟の末士善信に銀を下賜されたとある。彼らは別に俸給として領地を賜つてゐるから、この件は報奨金の支給である。こうした奨励は学術の他の分野にも施されているが、現代にたどえるなら大学のスピーキングとライティングを担当するネイティヴ教員に対するボーナス支給をわざわざ書く日本書紀の記述に、大和朝廷の中國語能力向上のための配慮がうかがわれる。今、文科省が初等教育にまで英語の学習を導入しようとしているのに似た姿勢である。延暦十一年（七九三）の太政官符は、大學を卒業して官僚になる人に漢籍は漢音でよむことを義務付け與音の使用を禁じてゐる。政策が成果をあげてきたのをみてのことであろう。

大和朝廷の文教政策は次第次第に効果をあげ、「中国語つかい」の育成だけでなく、官僚全体の漢字能力も底上げされた。七世紀の行政木簡に比べて八世紀の木簡の漢字列がむしろ正格の漢文に近いのは、官僚の学力が上がつたからであると指摘されている（小谷博泰「木簡と宣命の國語学的研究」和泉書院一九八六）。現代にたどえるなら、地下鉄や郵便局の窓口で利用者に英語で答えるのを見かけるようになったが、ほんの一、三十年前には珍しいことであった。七、八世紀の日本において漢音系の漢字使用が普及していく経緯に、現代におけるカタカナ語と英会話の広がりを重ね合わせて筆者は見る。日本列島における漢字受容の歴史は、時間軸に添つて日本語に即してこなれていくという一本線で展開したのではなかつた。

4 漢字で日本のことがらを書く

外国を意識して漢字・漢文の読み書き能力をみがく一方、内政のために日本語を漢字で書く必要が生じた。五世紀

の稻荷山古墳出土鉄劍銘、隅田八幡宮鏡銘などや、西暦六〇〇年前後の「推古朝遺文」とまとめ称せられる文献群も、八世紀の日本書紀も、日本のことがらを書いているが、その文章は中国の標準に照らしてなまりがあつても漢文である。現代にたどえるなら日本で日本人の伝記や日本史を英語で記述して出版するのに等しい。日本語を漢字で書く必要は、全国に行政を施すために生じた。中央集権国家には公用語とそれを書くための文字の制定が不可欠である。漢字は、秦の始皇帝が全国に一律の行政を施すために隸書を定めたとき、中国語の文字として確立したのであつた。隸書で書かれたその漢文は、秦の都周辺の方言の文法に則していたであろう。

日本語は固有の文字をもたなかつたので漢字を使うほかなかつたが、公用語にも中国語を採用する選択肢があり得た。現代、中国の漢族以外の民族には公用語として普通話の教育を受けながら母語として民族語を話している人たちが少なからぬ。古代の日本にそのような状態がもたらされたとしても不思議ではなかつた。というよりむしろ、近代に至るまで日本の公文書の文体が漢文であったのは、話し言葉が日本語で書き言葉が古典中国語という一種の二重言語状態とみることもできる。しかし、六、七世紀の日本において、全国の官僚が充分な漢文能力を早急に身に付けることは期待できなかつた。第1節に取り上げた欽明朝、敏達朝における高麗使節漂着に際しての現地の失態に実情がよくあらわれている。それ故、漢字で日本語を書きあらわすという選択肢が採られた。日本列島で出土する木簡が今のところ七世紀前半を最古とするのは、この事情の反映である。

七世紀、大和朝廷の勢力が及ぶにつれて、全国で行政のための文書が作成された。紙の文書は漢文で書かれて公式度の高い場に用いられ、日常の行政には変体漢文で書かれた木簡が使われた。七、八世紀の木簡は、全国各地において共通語の役割をはたしたと筆者は考えている。飛鳥に都が継続的に置かれるようになると、都市の言語が成立して日本語の標準とみなされるものになつてはいたはずである。その文法の語順に即して並べられた漢字列を、地方ではそれぞれの方言で読んで理解したのである。日本語である限り語順に方言間で大きな違いはない。現代の近畿系方言に見られる「よう…ん」は古代語の「え…ず」の子孫であるが、そのような独自性が部分的に存在するのみである。語

彙や発音は方言差が大きいが、漢字で書くとその違いが覆い隠される。たとえば話し言葉が「はは」であろうと「おも」であろうと漢字で書くときは「母」である。

木簡の漢字列は自立語を羅列した態をなしたものが多く、付属語や活用語尾の類をあまり文字化しない。それを、従来、書記技術の未発達な段階とみなす向きがあつた。しかし、未発達、不備とみるよりむしろ、全国で通用させるためにわざとそのままにした一面を認めるべきであろう。行政の道具としての文字とは本質的にそういうものである。たとえば現代のイギリス本国では、RP（容認発音）にあたる文体の綴りを全国一律に用いながら、実際の発音はそれぞれの方言によつている。英語の方言差は主として母音の音色にあらわれるので、それで支障が生じない。イギリスの国語教師はRPと任地の方言音との両方が発音できることを要求される。古代中国の漢字も、漢文として全國一律に通用したのは書き言葉としてであつた。中国語の方言差は他言語の言語差に相当する。書かれた漢文を現地の方言で読んで行政が行われたであろう。日本の木簡も、もし必要があつて声に出してよみあげるときは都の言葉をそれぞれの方言に翻訳したのである。

先に述べたように八世紀に入ると官僚の漢文能力が向上するが、中国語との接触は日本語に根幹的な変化をもたらすに至らなかつた。古典中國語が漢語として語彙に入り、漢文との接触によつて接続詞という品詞ができるような文法の変化を蒙つたが、構文の根幹をなす語順は変わらなかつた。現代のウラル語のなかには動詞の後に目的語という語順のものもある。スラブ語やゲルマン語の影響である。それに比べると、英語がフランス語の語彙を大量に攝取しながら語順はゲルマン語のそれを保つた例に似ている。平安時代以降、日本語の文書量の大きな部分が仮名で書かれようになるが、その源流を、六世紀の後半以降、漢字で日本語を書きあらわす技術が開発されたところに筆者はみる。その後三百年を経て、言語が旧態を保つうちに、それに適した漢字の用法が成立し、さらに固有の文字への改造が行われたのであつた。

5 百濟から、新羅から、漢字の用法を導入する

日本語を漢字で書く技術を開発するにあたっては、朝鮮半島で行われた先行実験を取り入れた（河野六郎「古事記に於ける漢字使用」「古事記大成³」平凡社一九五七のち同氏著作集³平凡社一九八〇）。地勢的に東アジアの東端に位置する日本列島にとって、中国大陸との交流は容易でない。一衣帶水の朝鮮半島を介して学ぶのが現実的であった。朝鮮半島の言語は日本語と文法構造が似ているので、漢字を自立語にあって固有語の語順に即して並べると同じになる。おまかに言えば、百濟語、新羅語に即して書かれた漢字列は日本語でも読めることになる。現代ノルウェー語の正書法は十九世紀にデンマーク語の正書法に従って定められた。その後、話し言葉の違いに即して両者の相違が次第に大きくなっている。六世紀から七世紀前半に行われた日本語を漢字で書きあらわす方法の開発をノルウェー語正書法の制定に、先立つて百濟で行われていた方法をデンマーク語正書法にたどえることができよう。

用件を伝える目的で日本語の文を書くとき、多くの場合は自立語の羅列で充分である。用件を精密に伝えなくてはならない場合に、助詞や助動詞を文字化する必要が生じる。たとえば通常なら「菌作人（そのつくるひと）」（長屋王家木簡の実例）と書けば用をなすところ、耕作するのが時間的未来であることを明示する必要がある場合、これから人を手当てるようなときは、「菌将作人（そのつくらむひと）」（同右）と書くことになる。このような、それぞれの漢字に百濟語、新羅語をあてて読む方法が、六、七世紀の日本に伝えられて、それぞれの漢字に日本語をあてて読む方法となつたのである。

先に第1節で述べた「鳥羽之表」事件において「汝らの習へる業、何の故にか就らざる」と叱責された東西の史たちは、この技術には長けていたはずである。彼らの学識は、当時の中国語の理解に通用しなかつたにせよ、漢字を使いこなす点では六世紀の日本において先進技術に遅いなかった。現代にたとえるなら、年配の人たちはしばしば外国语と外来語との区別がつかない。国際便の機内サービスで希望の飲み物を英語でたずねられて「サイダー」と答える人をみかけた経験が筆者にある。これをわらうつもりは毛頭ない。リンゴ酒の一種ciderは、日本語の語彙に入つてノ

ンアルコールの飲み物をさすようになったが、固有の日本語でないという見方からすれば外国語も外来語も同じである。こうした認識によるとき、カタカナ語を使う人は「英語が話せる」ことになる。朝鮮半島の言語に即して漢字を使いこなす史たちには、中国語の読解も期待されたのである。

漢字を固有語にあて、固有語の文に即して並べる方法が、朝鮮半島で工夫されて日本列島に伝えられた経路について、近年、歴史学者の間で、七世紀までは主に百濟、百濟滅亡後は新羅という認識が定着しつつある。百濟からの経路を象徴するのは、先にも述べた王仁の出自に関する日本書紀と古事記の記述である。日本書紀の記述によれば、応神天皇の十六年に百濟から招かれて渡來し、太子菟道稚郎子の漢学の師を務め、「書首」の始祖となつた。それが「鳥羽之表」事件で叱責をうけた西の史に他ならない。古事記には名を和迩吉師と書かれ、論語十巻、千字文一巻を携えてきて「文首」の祖になつたとされている。そして、続日本紀の延暦十年（七九一）四月条の文忌寸最弟らの言上に、漢の高帝の血筋で百濟に移住した王狗の孫であり百濟の久素王すなわち貴須王に派遣されて来日したとされている。

漢学といふものは中国から百濟を經由して日本に伝えられたという認識が王仁の出自に託されている。

新羅からも伝えられたであろうが、七、八世紀の為政者層は、正確に言えばその主流は、専らに百濟からと述べている。新羅は、白村江の戦いに象徴される百濟・大和連合との敵対関係でみられがちであり、朝鮮半島統一後に、唐の属國扱いに対抗するため大和と手を結び、七世紀末に濃厚な影響をもたらしたという理解がこれまで一般的であった。しかし、隱岐方面ルートの交流がかねてから深かつたことが考古学的に証明されつつある（たとえば朴天秀「古墳時代の半島と列島」明治大学リバティアカデミーオープン講座「古代国家の形成と都城・文字」二〇〇八・一〇・四報告）。漢学に関しても影響がなかつたとは考え難い。大和朝廷が百濟經由をことさらに言い立てたのは、ここまでに論述してきたように、当時の中国語の会話・読み書きを強く意識してのことではないかと筆者は解釈する。

新羅における漢字使用は日本語への適用に都合の良いところがあつたはずである。中国と国境を接して文化面でも直輸入の関係にあつた高句麗、早くから中国文化を導入していた百濟に比べて、半島の東側に位置する分、固有の文

化にあわせて咀嚼し直す性格が濃く、漢字の使用も固有語に則してこなれる度合いが大きかった。そのことにはかわる一例をあげる。同じ五世紀前半の建立と推定されている高句麗の広開土王碑と中原高句麗碑とを比べると、前者が純漢文であるのに對して後者は固有語風に訛った文体である。その理由は、後者が新羅人に読ませることを意識したためであつたと指摘されている（李成市「古代朝鮮の文字文化」「古代日本 文字のある風景」朝日新聞社二〇〇二）。七世紀後半、律令国家体制をはやすく整備しようと焦る大和朝廷にとって、新羅の文書様式の適用は早道だったであろう。

近年、韓国の木簡研究がすすむにつれて、日本の木簡と新羅の木簡との様式上の共通性、それに伴う漢字の用法の共通性、その一方、日本と新羅との相違、言い換えると新羅のものが中国と日本との間に立つ性格が次々に指摘されている（朝鮮文化研究所「韓国出土木簡の世界」雄山閣二〇〇七など参照）。日本の大宝二年度の戸籍のうち美濃國の様式が他の國の戸籍・計帳と極端に異なることについても、新羅の戸籍の模倣ではないかというのが有力な仮説である。筆者もこの方向の研究に參加している一人である（「木簡による日本語書記史」笠間書院二〇〇五、「日本語史と東アジアの木簡」「東アジア資料学の可能性模索」韓国・成均館大学校東アジア学術院二〇〇八など参照）。

ただ、ここで一点注意を喚起しておきたい。韓国の木簡研究は発展途上である。まだ数百点にしか達しない出土木簡のなかで新羅のものが多数を占めている。それをもつて、六、七世紀の半島全体の漢字使用の状況を語るにはまだ早い。とりわけ、日本との比較には、さらに多くの百濟の資料の出土が期待される。最近、権威ある日本語研究誌に「日本の木簡には、百濟からの影響が存したことが言わってきた（中略）今期は、それに加えて、新羅木簡の影響が説かれた」という発言（佐々木勇「文字・表記（史料研究）」「日本語の研究」第4巻3号二〇〇八・七）が載つたが、誤解がある。右に述べた伝播経路に関する見解と、出土木簡による実証の進展とを取り違えている。一九七五年に新羅の都の遺跡雁鴨池からはじめて木簡が出土した後しばらくは百濟の木簡が得られなかつた。一九九〇年の二聖山城発掘も初期百濟の都城解明をめざして行われたが、出土した木簡を含む遺物は新羅のものであった（李成市「韓国出土の

木簡について」[『木簡研究』第一九号一九九七参照]。

6 むすび

「烏羽之状」事件は、つくり話してある。おそらく国書を携えた使節が高句麗からきたという事実は存在したであろうが、烏の羽に翼で書かれた暗号という表現は虚構である。六、七世紀の大和朝廷は、使節が来てもうまく対応できない、使節を送つても使節として承認されないという経験を重ね、その苦い記憶を説話としてまとめて、日本書紀にあたかも歴史上の事件であつたかのように記述したのであろう。その中心人物、王辰爾の名は、おそらく王仁の名を意識しているが、先にも述べたように、「烏羽之状」事件は日本の漢字受容史のなかで一つの画期を象徴する。

言語は歴史的に変化する。漢字の用法とそれを使って綴る漢文の様式も同じである。論語と千字文を王仁が持えてきたという記事に仮託された経緯は、四、五世紀以来の半島からの漢学の導入を象徴する。その学的水準は六世紀後半には色あせ、当時の半島や大陸との交流には役立たないものになつた。新しい水準の漢字用法の導入は主に百濟を介して行われた。王辰爾の事績はそれを象徴する。以後、七、八世紀を通じて、大和朝廷は「烏羽之状」に象徴される文教政策に邁進する。その政策は実効をあげ、八世紀に入ると、七世紀までに蓄積された朝鮮半島系の漢字文化が中国直輸入のそれで上書きされる。たとえば、七世紀の木簡の特徴的な様式の一つに上申文書の宛所に尊称として「前」を書き添える「申前木簡」がある。新羅のものと共通であることが解明されているが、この様式は中国の上申文書の様式の普及につれて八世紀には行われなくなる。

しかし、中国から新しい漢字の用法が輸入されるにつれて、朝鮮半島系の漢字使用は歴史の舞台から退場したかと言えば、そうではない。その技術は、日本語の文字の成立（拙著『漢字を飼い慣らす 日本書紀の文字の成立史』人文書館二〇〇八参照）に生かされていく。第5節で付属語の文字化にふれた。たとえば、誰が主語であるかをとくに明示する必要が生じたとする。主語の前に「我」をあて、漢字「者」の特定して指示する用法を応用して係助詞をあらわす

(作例)。その「我者」という漢字列は日本語で「われは」と読める(森ノ内遺跡木簡の実例)。これが変体漢文になる。次の段階では固有語の付属語の語形を漢字の音を借りてあらわすようになる。古代の朝鮮半島の史記の方法では、たとえば人名をあらわす漢字に主格の助詞の発音を借りてあらわす「伊」を書き添えてあらわした。日本でも助詞イを同じ方法で書いた。助詞ガなら「我」で書いた。これが宣命書きになる。また、漢字では書けない固有の自立語をあらわすために漢字の仮借の方法が東アジアの各地で導入されていた。先にあげた隋書倭國傳の「阿毘」のよくな書き方の模倣である。たとえば百濟で^{ヒサシ}という人名をあらわすために「已達已斯」と書いた(扶余宮南池出土木簡の実例)。日本ならたとえばキタシという人名を「吉多斯」(上宮聖德法王帝説の実例)と書いた。これが万葉仮名になる。

万葉仮名の方法は、日本では個性的に発展して、日本語の文、具体的には歌の全文を書くようになる。その動機は中国の楽府にならってやまとを整備した朝廷の文教政策にあつたと筆者は考へている(拙著「木簡から探る和歌の起源」「琵波津の歌」がうたわれ書かれた時代 笠間書院二〇〇八)。歌句を一字一音式に書きあらわす方法は陀羅尼をまねたものである(橋本進吉「萬葉集は支那人が書いたか」「上代語の研究」岩波書店一九五一)。仏典のなかの古典インド語でとなえる呪文を漢字の仮借の方法によつて書いたものを陀羅尼と呼ぶ。陀羅尼の方法で書いたということは、やまととも一種の呪文だったのである。

公式行事でうたう祝いの歌として朝廷が全国の官僚に習わせたのが「難波津の歌」である。この歌は、古今和歌集仮名序の記述に、王仁が詠んで仁徳天皇の徳を讃えて奉つたと書かれている。日本書紀と古事記に日本の漢学の祖とされている王仁、実際は、「烏羽之状」事件で役に立たない學問をしていると叱責された、西の史たちが、和歌の成立を準備したことを象徴する記事である。それは、王辰爾の功績に象徴される語学能力としての漢学とは別の、しかも日本文化の根幹の一部を形成した意味では、より重要とも言える功績であった。歌を書いた万葉仮名こそが、日本語固有の文字すなわち平仮名の前身である。

本稿は平成二〇年度科学研究費補助金（基盤研究（C））「上代の戸籍・計帳の人名を古代日本語として解説する研究」による成果の一部である。